



介護保険施設の 食費・居住費の減額について

介護保険
負担限度額認定証
のご案内

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）に入所したときやショートステイを利用したときの居住費・食費の費用は自己負担となりますが、要件を満たした方は、申請により負担限度額が認定され、居住費・食費の自己負担が軽減されます。

■ 認定のための要件 ■ … 以下の両方に該当する方

- ・世帯全員（世帯を別にする配偶者を含む）が市民税非課税である
- ・預貯金等の資産（→①）が、収入金額等により設定された基準額（→②）以下である

① 預貯金等の資産について

審査の対象となる資産の種類は下表のとおりです。

申請の際に資産の金額を申告していただくとともに、確認書類を添付していただくことになります。

必要に応じて金融機関等へ資産の照会をすることがあります。

資産の種類	添付が必要な確認書類の例
預貯金（普通・定期・貯蓄）	通帳や証書の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現金	なし（申請書に金額を記入してください）

② 収入金額により設定された基準額について

利用者の収入金額等により設定された預貯金等の資産の基準額は下表のとおりです。

利用者負担段階	利用者の収入金額等	預貯金等の資産の基準額
第1段階	生活保護受給者	—
	老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	年金収入等（※）が 80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	年金収入等（※）が 80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	年金収入等（※）が 120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）+その他の合計所得金額



■ 負担段階の基準と負担限度額 ■

R6.8～

負担限度額が認定されたときの居住費・食費の自己負担額は下表のとおりです。

利用者負担段階		1日当たりの居住費(滞在費)				1日当たりの食費(※2)
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 (※1)	多床室	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円 (300 円)
第2段階	年金 収入 等が	80 万円以下	880 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円 (600 円)
第3段階①		80 万円超 120 万円以下	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円 (1,000 円)
第3段階②		120 万円超	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	1,360 円 (1,300 円)

※1:カッコ内は介護老人福祉施設またはショートステイ利用時の金額

※2:カッコ内はショートステイ利用時の金額

■ 申請に必要なもの ■

- ☐ 介護保険負担限度額認定申請書
- ☐ 同意書
- ☐ 本人および配偶者の預貯金等の資産の確認書類(※)
- ☐ 利用者と申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、保険証など)



※通帳を確認書類として添付される際、次のことについてご注意ください。

- ・複数の口座等、複数の資産をお持ちの場合は、すべての資産の確認書類をご用意ください。
- ・申請日から2か月以内の期間に記帳されたもの、年金の受け取り口座である場合は直近の年金振込について記帳されているものをご用意ください
(最終記帳日以降、2か月を超えてご利用がない場合はその旨お知らせください)
- ・あらかじめご自身で通帳の写しをご用意いただける場合、
 - ① 口座名義・金融機関名・支店名・口座番号の載っているページ
 - ② 直近の年金振込が確認できるページ
 - ③ 直近の残高が確認できるページ

…についてコピーをお願いします。

■ 申請書の提出先 ■

舞鶴市役所 高齢者支援課 または 西支所

■ 申請後の流れ ■

申請書の受付後に審査を行い、後日結果を郵送します。
 負担限度額が認定された方には「介護保険負担限度額認定証」を交付します。
 交付された介護保険負担限度額認定証は、利用施設へご提示ください。
 介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月末までとなります。
 翌年度(8月1日以降)も引き続きご利用の方は、あらためて申請が必要です。



ご不明な点がございましたら、舞鶴市役所 高齢者支援課(電話 0773-66-1013)へおたずねください。